

非常災害対策は万全ですか？

自力避難困難な方が多く利用されている施設においては、利用者の安全を確保するために、火災や地震、風水害のほか、地域の特性等を考慮した自然災害に係る対策を含む非常災害対策計画の策定と定期的な避難等訓練の実施が必要です。

道では、平成30年1月1日以降に登録したサービス付き高齢者向け住宅で有料老人ホームに該当する施設は、開設する1ヶ月前までに、非常災害対策計画を策定し、各所管の総合振興局（振興局）に提出していただくことにしましたので、ご協力をお願いいたします。

別途、登録後に各所管の総合振興局（振興局）から計画の提出について通知される予定です。

1 対象施設

サービス付き高齢者向け住宅のうち有料老人ホームに該当する施設

ただし、次の施設は除きます。

- ・有料老人ホームに関する窓口が市町村となっている施設
- ・介護保険法に基づく特定施設入居者生活介護の指定を申請する施設（ただし、特定施設入居者生活介護の申請等の窓口が市町村となっている施設、地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を申請する施設は対象施設です。）

【参考】

老人福祉法		介護保険法	提出
有料に該当しない			不要
有料に該当する	窓口が市町村 ※1		要
	窓口が道 ※1	下記の指定申請をしない施設	要
		特定施設入居者生活介護の指定申請あり ※2	不要
	うち申請の窓口が市町村 ※3		要
	地域密着型特定施設入居者生活介護の指定申請あり		要

※1 この取扱いは道が窓口となっている有料老人ホームが対象です。窓口が市町村となっている施設につきましては、市町村からの指示に従ってください。

※2 道への指定申請時に災害計画を添付しているため不要です。

※3 登別市、北斗市、名寄市、松前町、今金町、南富良野町、芽室町、下川町、苫前町、中頓別町、湧別町、鹿追町、利尻富士町が該当します。

2 開設する1ヶ月前までに非常災害対策計画を策定してください。

施設の立地場所が、土砂災害、地震災害、津波災害、火山災害、風水害等の自然災害や原子力災害が予想される区域に該当しないか、避難場所、避難経路等について、各市町村が作成しているハザードマップ（防災マップ）等で確認してください。

参考としていただきたい指標の例

- ・各市町村作成のハザードマップ（防災マップ）
- ・全国の地方公共団体のハザードマップ（リンク集）
- ・施設等の立地場所に係る災害時の危険区域等
- ・水害関係に係る国土交通省のホームページ
- ・土砂災害関係に係る国土交通省のホームページ
- ・津波災害関係に係る国土交通省のホームページ

非常災害対策計画（消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準じる計画を含む。）を策定することが、北海道有料老人ホーム設置運営指導指針で定められています。

設置者は施設の立地場所を踏まえ、下記の手引を参考に、開設する1ヶ月前までに計画を策定し、各所管の総合振興局（振興局）に提出してください。

非常災害計画策定に当たって参考にしてください。

- 北海道保健福祉部福祉局施設運営指導課
「社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引」
【URL：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/houjin/toriatsukai/bousaibouhan.htm>】

- 要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集（水害・土砂災害）
【URL：<http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/index.htm>】

※ 不明な点は、各所管の総合振興局（振興局）にお問い合わせください。